

自主規制モニター会議
次第
(2024年6月6日(木) 14:00~15:00)

I 開会

II 会長挨拶

III 議事

1. 自主規制の活動報告(年次報告)

【資料1】【参考資料】
(資料配付)

- (1) 品質管理レビュー制度
- (2) 上場会社等監査人登録制度
- (3) 個別事案審査制度(審査申立て制度含む)

2. 自主規制の活動報告(論題)

- (1) 上場会社等監査人登録制度に係る対応
- (2) 品質管理レビュー基本方針に基づく対応状況
2024年度品質管理レビュー方針

【資料2-1】【資料2-2】

【資料3】

IV 閉会

《配付資料》

資料No.	資料
1	2023年度自主規制レポート
参考資料	「2023年度自主規制レポート」ドラフト
2-1	上場会社等監査人登録制度に係る対応
2-2	みなし登録上場会社等監査人に対する2023年度通常レビューの結果報告
3	品質管理レビュー基本方針に基づく対応状況 2024年度品質管理レビュー方針

自主規制モニタ一会議委員

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等
おおば あきよし 大場 昭義	日本公認会計士協会 外部理事 一般社団法人 日本投資顧問業協会 会長
かんだ あさか 神田 安積	弁護士
こばやし まり 小林 麻理	早稲田大学 教授
しおたに きみろう 塩谷 公朗	公益社団法人 日本監査役協会 会長
はせがわ たかあき 長谷川 高顕	日本取引所自主規制法人 常任理事
はまだ やすし 浜田 康	公認会計士
まつお もとのぶ 松尾 元信	日本証券業協会 専務理事
みやぞの まさたか 宮園 雅敬	年金積立金管理運用独立行政法人 理事長

上場会社等監査人登録制度に係る対応 -登録申請者に対する指導の取組-

2024年6月6日 自主規制モニター会議



上場会社等監査人の状況（2024年5月16日時点）

- 人的体制・財務基盤のサマリーデータ（大手・準大手を除く30事務所）

項目	最大値	最小値	中央値
社員人数	48	5	8
常勤人数	159	5	15
非常勤人数	61	0	14
売上高（千円）	2,068,361	2,750	243,804

チャート1：登録上場会社等監査人（30事務所）の分布

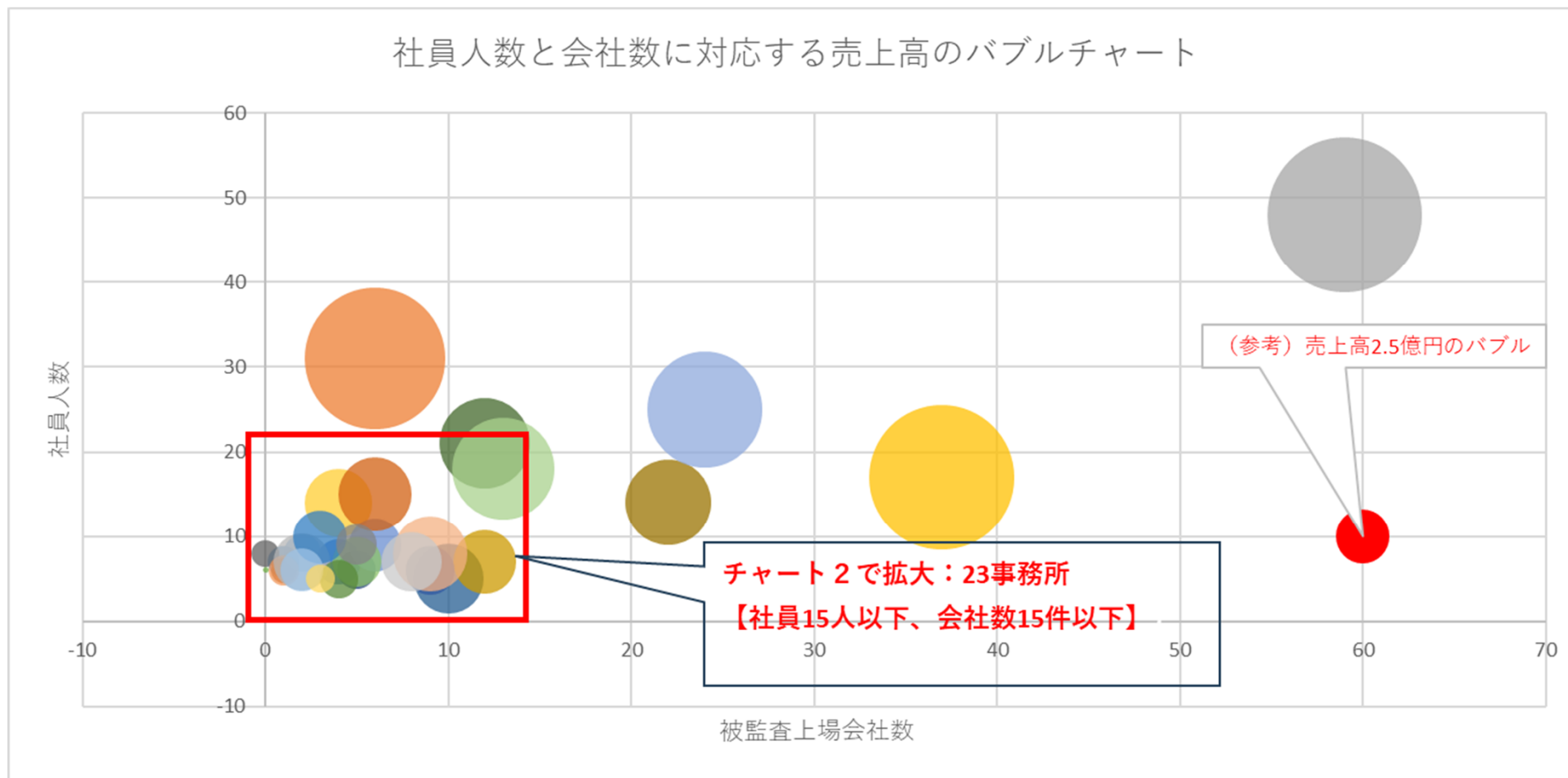
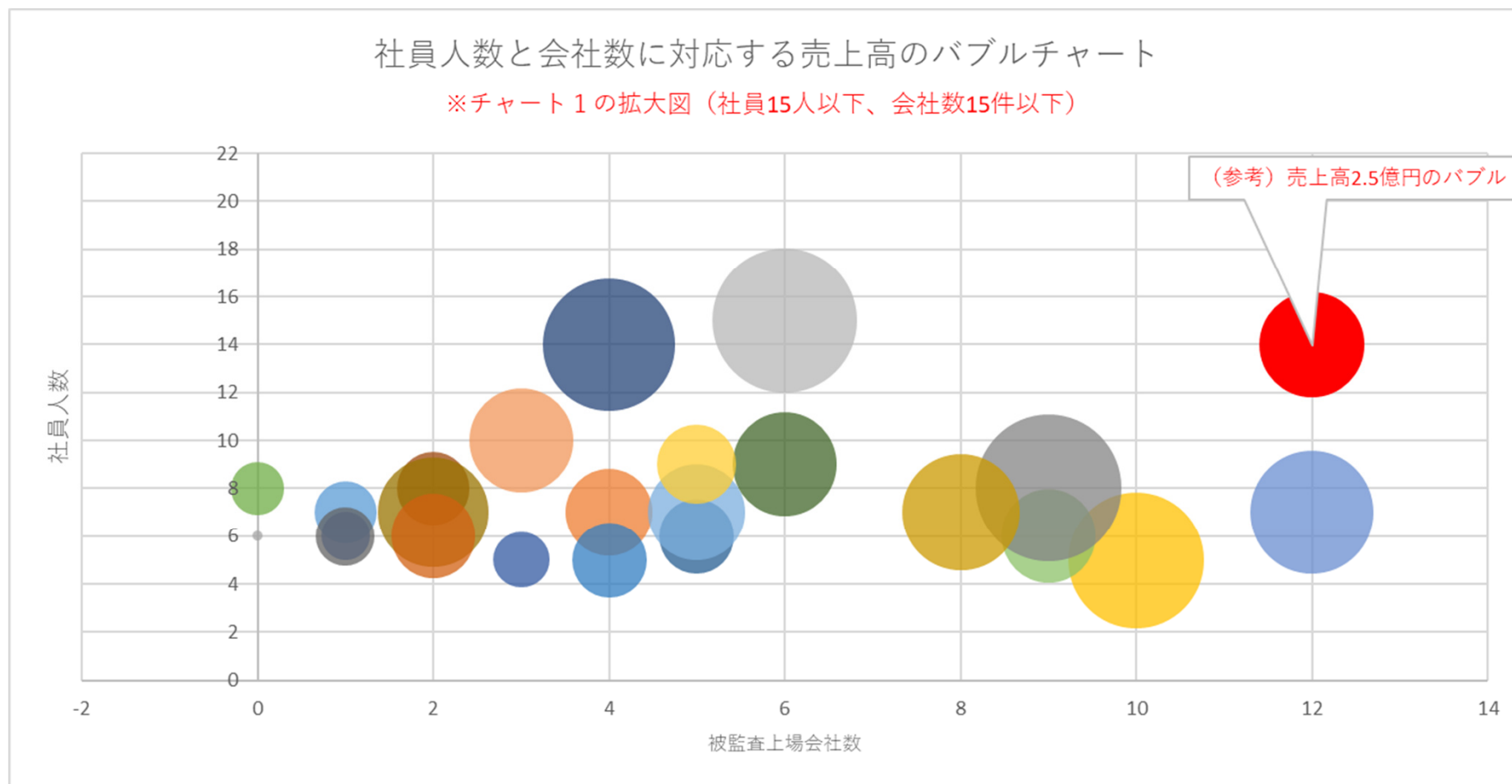


チャート2：30事務所中、「社員15人以下かつ上場会社等数15件以下」の条件に当てはまる監査事務所



登録申請者に対する指導の取組（1/5）

① 公認会計士法施行規則第87条第2号の体制整備に関する指導

内容

- 公認会計士法施行規則第87条第2号では、**上場会社等の監査業務を公正かつ的確に遂行するために必要な品質管理体制の整備**（「業務の品質の管理に係る専任の部門の設置」又は「業務の品質の管理に主として従事する公認会計士の選任」）に関し、**品質管理業務に関する十分な時間・独立性の確保**を求めている。

<法令の趣旨>

- 必要な品質管理体制として専任の部門の設置が求められるという考えがある一方、小規模な監査法人に部門の設置を強制してしまうと、却って部門が形骸化してしまう可能性があることから、品質管理に主として従事する公認会計士の選任も体制整備の選択肢として設けられている。

登録申請者に対する指導の取組（2/5）

① 公認会計士法施行規則第87条第2号の体制整備に関する指導

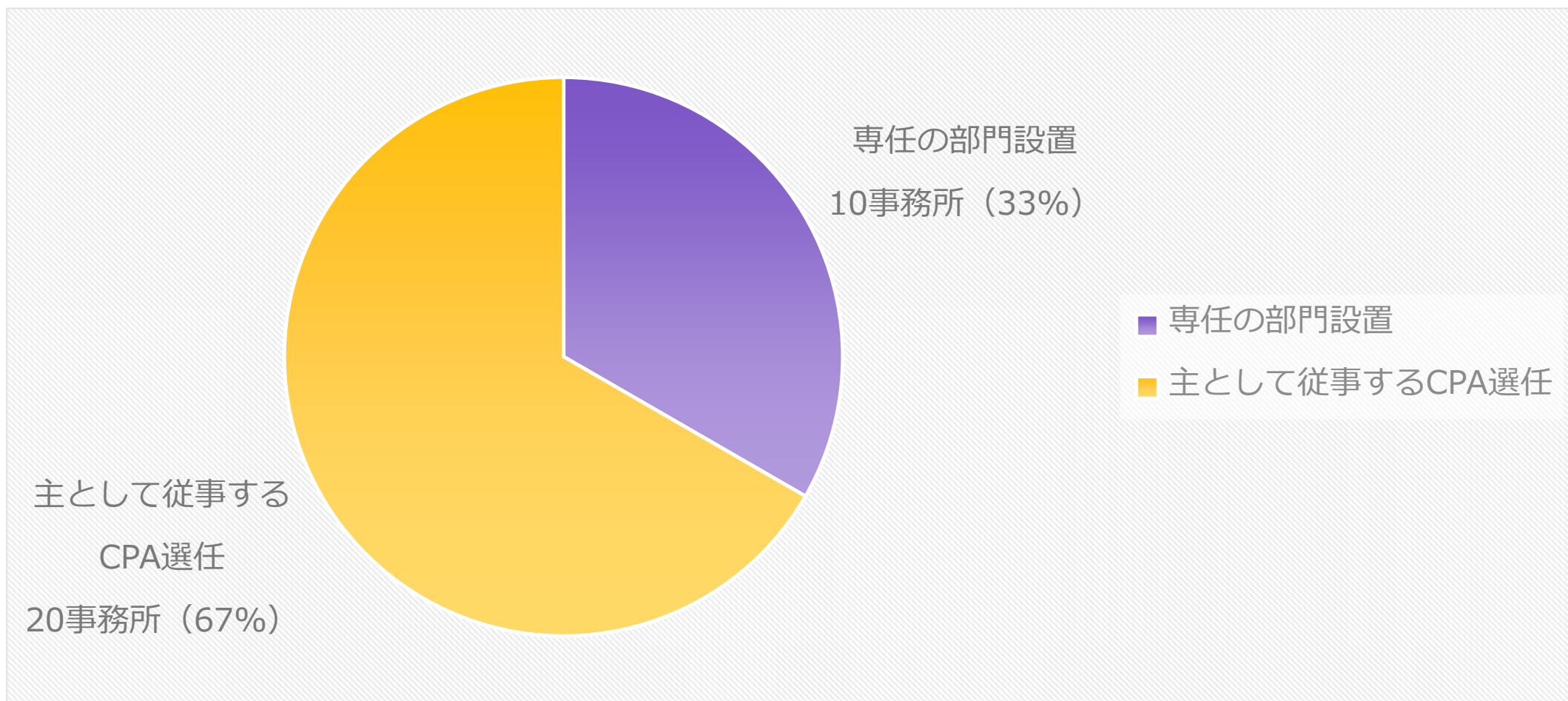
ね
ら
い

- 部門の設置／主として従事する公認会計士の選任のいずれの場合であっても、法令の趣旨に沿った体制整備を行うことで、**監査事務所における品質管理活動の水準の向上が図られるようになる。**

指
導
の
結
果

- 中小監査事務所では、品質管理業務に従事する人員を増やすための取組（**非常勤職員を常勤化させる等**）や、品質管理業務を行っている公認会計士の兼務状況の見直し（**監査関与先を減らし、品質管理業務により専念できるよう時間数を確保する等**）が行われている。
- 中小監査事務所の中には、「主として従事する公認会計士」を中心として、品質管理業務を分担しながら実施している監査事務所も見られる。
- そのような監査事務所に対しては、法令の趣旨を踏まえ、**①分担の体制を敷くことが合理的かどうか、②分担により、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するに足る品質管理体制を実質的に確保できているか、**といった点を個別に判断し、指導を行っている。

(参考) 中小事務所の体制整備の状況 (87条第2号の選択状況)



登録申請者に対する指導の取組（3/5）

② 業務のPCの管理に関する指導

内容

- 監査業務に当たって利用されるPCに関し、**非常勤職員を含めて、監査事務所として機密保持のための体制を整備し、その状況をモニタリングする体制を構築するよう求めている。**

ねらい

- 非常勤職員が、業務に利用するPCを個人で調達しているような場合、機密保持の観点から懸念が生じる。
- 監査事務所がPCを貸与するか、又は個人のPCであってもシンクライアント環境の利用をルール化し、その状況を監査事務所が一元的にモニタリングすることによって、**機密保持のための体制が確保できるようになる。**

指導の結果

- 中小監査事務所では、**非常勤職員を含めた全ての構成員のPCを貸与PCに変更するか、又は個人PCにシンクライアント環境を導入する**といった取組を進めている。
- また、上記の取組に合わせ、**モニタリングの頻度を増やす方向で、監査事務所内の情報セキュリティに関するルールを改正した監査事務所もある。**

登録申請者に対する指導の取組（4/5）

③ 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存に関する指導

内容

- 最終的な整理が完了した監査調書が、故意又は過失であるかを問わず変更されないようにする体制の整備（代表的なものとして、電子監査調書システムの導入）を求めている。

ねらい

- 過去には監査調書の整理、管理及び保存に関し不適切な状況があったことに起因して、行政処分を受けた監査事務所もある。
- 監査調書の不適切な変更を防止するための体制を求めることによって、**監査に対する社会からの信頼と、品質管理レビューの実効性の双方が改めて確保される**ようになる。

指導の結果

- 中小監査事務所では、**電子監査調書システムを導入して最終的な整理完了後に変更されないような状況を構築するか、又は、監査調書の変更を防止するための具体的な措置**（例：最終的な整理完了後の監査調書は外部倉庫へ速やかに保管し、職員は「監査調書の写し」のみが閲覧できるような環境を構築／監査調書の最終データはCD等の外部メディアに焼き付けて編集できないようにする等）を講じている。

登録申請者に対する指導の取組（5/5）

④ 監査事務所の専門職員の教育・訓練に関する指導

内容

- 受講すべき研修プログラムや研修計画の策定、非常勤の専門職員を含めた職員の**研修履修状況のモニタリング体制の構築**を求めている。

ねらい

- 当協会の継続的専門能力開発制度は、公認会計士が行う業務の様々な分野について研修を提供している。
- 単に「必要単位数を履修している」ことを求めるのではなく、上場会社等の監査業務に当たって必要となる研修項目を監査事務所として特定し、研修計画・カリキュラム等を作成して体系的に受講を促し、職員の受講状況のモニタリングまでを求めることによって、**監査事務所は、上場会社等の監査を行うに当たって必要となる人的基盤をより適切に構築できる**ようになる。

指導の結果

- レビューチームが中小監査事務所連絡協議会と共同して検討を行った「参考となる研修項目」を会員に周知することによって、監査事務所の研修プログラムの見直しを支援し、中小監査事務所では、研修計画の策定プロセスや研修プログラムの見直しなどを進めている。
- 必要履修単位数については、協会が提供するCPD履修管理システムを介して、義務達成状況のモニタリングを進めている。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

みなし登録上場会社等監査人に対する 2023年度通常レビューの結果報告

2024年6月6日 自主規制モニター会議資料



1. 対前年度比較

改善勧告事項	2022年度	2023年度
1. 品質管理の全般的体制	8%	86%
2. 情報セキュリティ	10%	72%
3. 職業倫理及び独立性	10%	8%
4. 契約の新規の締結及び更新	5%	40%
5. 専門要員の採用、教育・訓練等	5%	58%
6. 指示と監督及び監査調書の査閲	7%	26%
7. 専門的な見解の問合せ	2%	76%
8. 審査	8%	40%
9. 監査調書の整理及び管理・保存	27%	56%
10. 業務の実施	3%	20%
11. 品質管理のシステムの監視	8%	50%

- 上場会社監査事務所に対する通常レビュー（2022年度 59監査事務所、2023年度 50監査事務所）において「監査事務所の品質管理」の改善勧告のあった監査事務所数の割合
- 2023年度は改善勧告事項が大幅に増加
 - 1事務所平均 1.2件 → 7.2件
- 適格性の確認ガイドライン（目線表）の不備レベル別ではレベル3（極めて重要な不備）が16%、レベル2（重要な不備）が42%、レベル1（その他の不備）が42%
- 公認会計士法の改正の趣旨に沿った自主規制の取組の過程で指導的に名簿登録前の改善を促したものであり、上場会社の監査の品質が従来より低下したことを示すものではない。

2. 対セルフアセスメント比較 (1/2)

改善勧告事項	ガイドライン 質問票	セルフ アセスメント	通常レビュー
1. 品質管理の全般的体制	I -1	63%	86%
2. 情報セキュリティ	II -1、 I -8	53%	72%
3. 職業倫理及び独立性	I -2	14%	8%
4. 契約の新規の締結及び更新	I -4	6%	40%
5. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	I -5	32%	58%
6. 指示と監督及び監査調書の査閲	I -6	(10.に含む)	26%
7. 専門的な見解の問合せ	II -2	41%	76%
8. 審査	I -6	(10.に含む)	40%
9. 監査調書の整理及び管理・保存	I -7	50%	56%
10. 業務の実施	I -6、 I -3	3%	20%
11. 品質管理のシステムの監視	I -3	5%	50%
施行規則第87条第2号への対応	III -1、 2	71%	80%

- みなし登録事務所（133監査事務所）の「No」回答の割合と2023年度通常レビュー 50監査事務所）において「監査事務所の品質管理」の改善勧告のあった監査事務所数の割合を比較
- セルフアセスメントの「No」回答割合も高かったが通常レビューでの改善勧告事項の発見割合はさらに高かった。
- 通常レビューでの指摘割合がセルフアセスメントよりも著しく高かった項目に関する主な不備事項については次スライド参照

2. 対セルフアセスメント比較（2/2）

- 通常レビューでの指摘割合がセルフアセスメントよりも著しく高かった項目に関する主な不備事項は次のとおりである。
 4. 契約の新規の締結及び更新
 - ▶ 監査業務の遂行に必要な時間の確保ができていないか確認するための具体的な方針及び手続を定めていない。
 - ▶ 監査責任者、審査担当者等の適性及び能力を確認するための具体的な方針及び手続を定めていない。
 5. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
 - ▶ インサイダー取引規制やその他コンプライアンスに関する研修を受講すべき研修として指定していない。
 - ▶ 受講すべき研修を指定しているが出席者の管理を行うのみで欠席者に対するフォローに関する方針及び手続を具体的に定めていない。
 10. 業務の実施
 - ▶ 重要性の基準値、サンプリング及び分析的実証手続に係る方針及び手続を監査事務所の監査マニュアル等で具体的に定めていない。
 11. 品質管理のシステムの監視
 - ▶ 不正リスクに関連して監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を具体的に定めていない。
- 上記の不備事項の不備レベルは、主として「その他の不備」（レベル1）であり、セルフアセスメントの対象とした「重要な不備」（レベル2）、「極めて重要な不備」（レベル3）ではないことがセルフアセスメントと通常レビューの指摘割合との差として表れているものと考察している。

3. 適格性の確認における対応

- 2023年度に通常レビューを実施した50監査事務所
 - 指導的に改善勧告した事項を登録申請時までどのように改善対応しているかを書類（調査票など）で確認
 - 次のような状況に該当する監査事務所に対しては、登録の審査の段階で改めて品質管理レビュー（登録の審査のためのレビュー）を実施する方針
 - ✓ 2023年度の通常レビューにおいて「重要な不備事項」が見受けられた監査事務所
 - ✓ 2023年度の通常レビューにおいて、比較的多くの不備が見受けられており、監査事務所側が根本的な原因を考慮した上で、適切な改善措置を迅速に立案し実行する必要があると考えられる監査事務所
- 2023年度に通常レビューを実施していない80監査事務所
 - セルフアセスメント「No」項目のその後の改善対応状況を書類（調査票など）で確認するが、セルフアセスメントとレビューアー改善勧告のレベル感の差には十分留意

4. 2024年度の通常レビューにおける対応（1/2）

- 上場会社等監査人名簿への登録を受けた監査事務所（登録上場会社等監査人）に対する「適格性の確認」の実施
 - ▶ 2023年度は、登録の可否の審査段階にある監査事務所が大半であったが、当年度は既に登録を受けている監査事務所（＝登録上場会社等監査人）が通常レビューの対象となる。
 - ◆ 2024年度において、通常レビューの対象となる上場会社監査事務所は35事務所
（2024年5月末時点において、登録済：14事務所、みなし：21事務所）
 - ▶ 極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられ、監査事務所側の改善のための取組が行われなない（改善のための取組が行われることが期待できない場合を含む。）ために、「辞退勧告」措置が講じられた登録上場会社等監査人は、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための品質管理体制を整備していないものとして、名簿からの登録が取り消されることとなる。

4. 2024年度の通常レビューにおける対応（2/2）

- 「適格性の確認」に当たっての項目の追加
 - ▶ 上場会社監査事務所に対する「適格性の確認」に当たっては、次の①・②が新たな要素として追加される。
 - ① 改訂品質管理基準の適用
 - ◆ 2024年7月以降、全ての監査法人に対して『監査に関する品質管理基準』の改訂版（監査事務所に、リスク評価プロセスの設定を求める改訂内容）が順次適用されるため、適用が適切に行われているかを、通常レビューを通じて確認していく。
 - ◆ 前スライドの35の上場会社監査事務所中、順次適用のタイミングに該当する監査事務所は27事務所ある。
 - ② 情報開示の拡充に関する規定（公認会計士法施行規則第93条・第95条・第96条）
 - ◆ 登録上場会社等監査人には、「経営管理の状況等」の公表や、「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」の公表等が、2024年7月以降順次求められる。
 - ◆ 通常レビューを通じて、情報開示の体制が整備されているか、適切な公表が行われているか、監査法人のガバナンス・コードに関しては、監査法人側のコンプライアンスorエクスペインの内容に合理性があるかといった点を確認していく。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

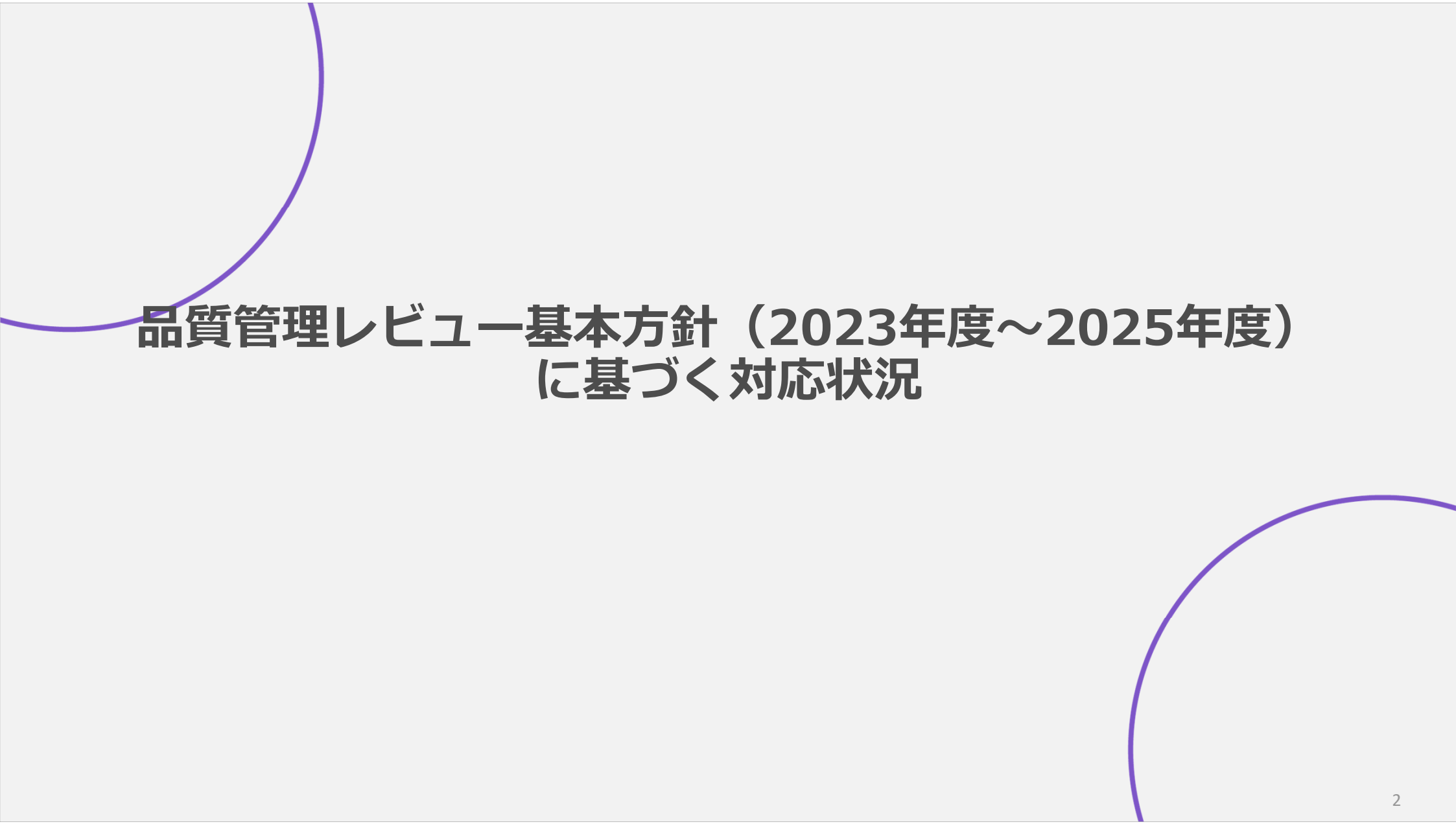
◆ 日本公認会計士協会

資料3

品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度） に基づく対応状況 2024年度品質管理レビュー方針

2024年6月6日 自主規制モニター会議





品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度） に基づく対応状況

具体的な対応項目

(1) 制度改正や基準改訂への対応

- ① 上場会社等監査人登録制度の適切な運用
- ② 改訂品質管理基準の適用状況の検証

(2) リスク・アプローチの徹底

(3) 業務管理体制の理解・評価

(4) 中小監査事務所（登録上場会社等監査人）の 監査品質の向上

- ① 監査調書の電子化に向けた指導の充実、調書改ざんへの厳格な対応
- ② IT領域の取組の充実
- ③ 指導機能の充実

(5) 品質管理レビューの実務

- ① リモート・レビュー

- ② 品質管理レビュー報告書の明瞭化等

(6) 品質管理レビューの体制の強化

(7) 公認会計士・監査審査会との連携

(8) 品質管理レビューの状況等の情報開示の充実

品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度）：https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230627xuy.html

2023年度の対応状況と今後の課題・対応

(1) 制度改正や基準改訂への対応

① 上場会社等監査人登録制度の適切な運用

<2023年度>

- 監査事務所の適格性を確認する際の着眼点・判断基準を示した「**適格性の確認ガイドライン**」の策定
- 登録申請を控えたみなし登録上場会社等監査人の体制整備に向けた実態調査（上記ガイドラインが求める状況についてのセルフアセスメント調査）、上記ガイドライン沿った通常レビューにおける改善指導※

※ 「監査事務所の品質管理のシステム」に関する改善勧告事項について、2022年度以前は不備事項としていない項目も、上場会社等の監査の更なる品質向上の観点から2023年度では不備事項としているため、従来の品質管理レビューに比べて著しく増加（上場会社等の監査の品質を更に向上するための改正公認会計士法の趣旨に沿った自主規制の取組の過程で、上場会社等監査人名簿登録前に更なる改善対応を促したものであり、監査の品質が従前より低下したことを示すものではない。）

- 登録申請のあった監査事務所について、**監査事務所の状況に応じた手法による適格性の確認**の実施（直近の通常レビュー実施結果＋書面による実態調査：32監査事務所 登録の審査のためのレビュー：4監査事務所）

<2024年度以降>

- 公認会計士法施行規則第93条（業務の品質の管理の状況等の評価及び公表）、第95条（経営管理の状況等の公表）及び第96条（組織的な運営）に定められている**情報開示体制の整備状況**の確認に向けた目線や確認プロセスを検討する。
- 登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおいて、上場会社の監査を公正かつ的確に遂行するための品質管理体制の整備状況に加え、その**運用状況**についても高い規律付けによる新たな目線に基づき確認する。

2023年度の対応状況と今後の課題・対応

(1) 制度改正や基準改訂への対応

② 改訂品質管理基準の適用状況の検証

<2023年度>

- 改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所のうち、2023年度通常レビューを実施した監査事務所について適用状況を確認

<2024年度以降>

- 大手監査法人及び準大手監査法人の適用事例を収集・分析した上で、中小監査事務所への対応を検討する。
- 品質管理レビューにおいても、**監査事務所のリスク・アプローチに基づく品質管理システムの実効性を活用する手法**（監査事務所にとっても自律的な改善へのインセンティブが働くような対応）を検討する。

2023年度の対応状況と今後の課題・対応

(2) リスク・アプローチの徹底

<2023年度>

- 上場会社等の監査を行わない監査事務所について通常レビューの実施頻度の伸長の仕組みをより柔軟に活用するなど、上場会社等の監査を行う中小監査事務所への指導・監督にリソースを振り向けた。
- 「監査事務所における品質管理」、「監査業務における品質管理」に加え、「上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制」の区分を新たに設け、過年度の改善勧告の状況や直近の動向を踏まえ、重点的实施項目を設定し、重点的に確認した。

<2024年度以降>

- 引き続き、**上場会社等の監査を行う中小監査事務所に重点を置いて品質管理レビューを実施**する方針
- 大手監査法人、準大手監査法人及び中小監査事務所の**規模区分による監査事務所の特性**に応じて、品質管理レビューにおける重点的实施項目を設定

(3) 業務管理体制の理解・評価

<2023年度>

- みなし登録上場会社等監査人にあっては、特に以下の事項を確認した。
 - ✓ 品質管理の専任部署の設置状況又は主として従事する公認会計士の選任状況、適切な業務分掌による責任の明確化、品質管理責任者が品質管理活動を行うための十分な時間の確保の状況
 - ✓ 品質管理責任者が業務執行社員として関与する場合の関与先の数等や関与する理由
 - ✓ 監査事務所の構成員が十分に能力開発に取り組むことのできる体制の整備状況

<2024年度以降>

独立性の強化に係る改正倫理規則が適用されている状況を踏まえ、非保証業務の提供に関する監査役等の事前の了解や報酬依存度への対応などに関して、職業倫理及び独立性の遵守に係る監査事務所の業務管理体制の整備状況を確認する。

2023年度の対応状況と今後の課題・対応

(4) 中小監査事務所（登録上場会社等監査人）の監査品質の向上

① 監査調書の電子化に向けた指導の充実、調書改ざんへの厳格な対応

<2023年度>

- 電子調書システムの導入に向けた具体的な方法の案内や、中小監査事務所支援部門に設置している相談窓口の紹介など、監査調書の電子化の促進に向けた指導を行うとともに、**監査調書の改ざんを含む不適切な修正等**については、以下の対応を図った。
 - ✓ 監査事務所代表者及び個別業務の監査責任者に対し、監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の適切な管理及び保存に関する「**宣誓書**」の提出を求め、監査調書の不適切な修正等の事実が判明した場合には重要な不備事項となることの意識付けを行う。
 - ✓ 適格性の確認において、監査調書を改ざんするなど不適切に修正等することを防止するための仕組みを整備していない場合は、**重要な不備事項の要因**として取扱う。
 - ✓ 個別業務の選定数が2社以上の場合に、選定業務の確定通知時期を遅らせる（サプライズ通知）などの**物理的な調書改ざんリスクを低減するため対応**を行う。

<2024年度以降>

- 電子監査調書であっても、監査報告書の発行日以降、監査ファイルの最終的な整理完了前までの期間において、監査調書の不適切な変更が行われる可能性があるため、選定業務の通知時期の見直し等を検討する。

2023年度の対応状況と今後の課題・対応

(4) 中小監査事務所（登録上場会社等監査人）の監査品質の向上

② IT領域の取組の充実

<2023年度>

- ITを専門領域とするレビューアーによる指導が必要と判断した監査事務所に対し、サイバーセキュリティを含む情報セキュリティ対応について、適格性の確認ガイドラインに基づき個別指導を行ったほか、情報セキュリティに関する指導の目線などについて、中小監査事務所支援部門との情報共有や意見交換を行った。

<2024年度以降>

- ITレビューアーが往査していない監査事務所や、インターバル期間中の監査事務所に対する指導は、監査調書の電子化及び情報セキュリティの中でもPC端末のデータ管理に主眼が置かれている。2024年度以降においては、監査事務所の規模や使用しているテクノロジーに応じた個別指導の充実が課題である。

③ 指導機能の充実

<2023年度>

- 2023年度に通常レビューを実施した一定のみなし登録上場会社等監査人については、往査終了時及びその後に、**業務管理体制を含む根本的な原因を踏まえた改善施策が実行可能で効果的なものとなっているか**を確認し、必要に応じて当該改善施策の見直しを指導する取組を行った。
- 2023年度の品質管理レビューの対象でないみなし登録上場会社等監査人についても、上場会社等監査人名簿への登録申請に向け、オフサイトでの情報収集等を通じて、不備の状況やこれに対する監査事務所の改善状況を把握し、指導を行っている。

<2024年度以降>

- 監査事務所が自律的に不備事項が発生した直接的な原因を分析し、それを深耕して根本的な原因を分析できるよう、根本原因分析手法に関する説明資料の充実や研修等を通じて指導的役割を果たす。

2023年度の対応状況と今後の課題・対応

(5) 品質管理レビューの実務（レビュー作業の効率化、品質管理レビュー報告書の有用性向上）

① リモートレビュー※

- 2023年度においては、1事務所について、情報セキュリティ対応や監査事務所から借用したPCの管理の徹底を図った上で、リモートレビューを実施し、個別業務のレビューにおいて一定の効率化が図られた。

（2024年度以降も監査事務所からの要請に基づき同様に対応予定）

※ 当協会において個別業務の電子化された監査調書の閲覧を含むレビュー手続を実施すること。

② 品質管理レビュー報告書の明瞭化等

- 通常レビューの品質管理レビュー報告書について、品質管理レビュー報告書利用者の理解に資する事項の記載区分を設けることを検討している。（構成等の全体的な見直しは2024年度以降の検討）

（文例イメージ）

通常レビューの実施結果

...

その他の事項 <New>

20XX年度に実施した通常レビューにおいて再指摘となっていた改善勧告事項について、改善措置が適切に講じられておらず、今回の通常レビューにおいて再々指摘となった改善勧告事項が見受けられた。

2023年度の対応状況と今後の課題・対応

(6) 品質管理レビューの体制の強化

<2023年度>

- 上場会社等監査人登録制度の導入に伴い、登録の審査のためのレビューや適格性の確認ガイドラインに基づく品質管理体制の整備状況等の確認・指導に対応するため、**レビューチームの人員を拡充**（2022年度：37名体制 2023年度：41名体制）
- 品質管理レビュー制度やレビュー実務等の知見が豊富な**シニア人材を登用**し、みなし登録上場会社等監査人やレビューアーの指導・育成を行う体制を整備

<2024年度以降>

- 上場会社等監査人登録制度においては、2024年度以降、中小監査事務所においても、**情報開示体制の整備**や**監査法人のガバナンス・コードの適用**が求められること、また、全ての中小監査事務所を対象に**改訂品質管理基準が順次適用**になることから、当該新たな検証領域への対応に向けて**更なる人員の充実**を図るとともに、レビューアーに対する研修等の実施を通じて**知識の研鑽**を図っていく。

2023年度の対応状況と今後の課題・対応

(7) 公認会計士・監査審査会との連携

<2023年度>

- ・ 個別事例の分析を通じた目線合わせや課題認識の共有
- ・ 品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度）及び2023年度品質管理レビュー方針に基づく2023年度の取組状況と2024年度以降の課題について意見交換（上場会社等の監査を行う中小監査事務所に係る対応を中心に、品質管理態勢の検証、根本原因の究明などについて議論）
- ・ 適格性の確認ガイドラインに係る検討、改訂品質管理基準に係る手続の見直しや実務対応の検討など、既存の枠組みや目線に大きく影響する事項についての適時の連携
- ・ 公認会計士・監査審査会主催のレビューアー向けの研修の実施（品質管理レビューに期待することについてのメッセージ発信、品質管理レビューの現状認識と課題、課題を解決するための方策などをテーマとしたディスカッション）

(8) 品質管理レビューの状況等の情報開示の充実

<2023年度>

- ・ 品質管理レビュー制度に関する周知の取組として、「品質管理レビューの概要」や「品質管理レビュー事例解説集」の一般公表、公益社団法人日本監査役協会主催の講演会での講演を行った。
- ・ 2023年度の年次報告書の作成に当たっては、冒頭にサマリー情報を記載する等、読者のニーズに応じた対応を行うとともに、他の自主規制制度に係る刊行物との開示内容の重複の解消や、体裁の統一を図った。

<2024年度以降>

- ・ 現状の2期比較だけではなく、特定の項目については、より長い期間での経年比較情報を開示するとともに、分析情報を開示する方向で検討する。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会